

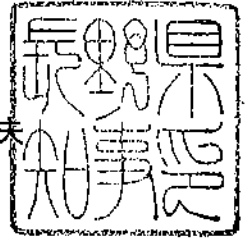


17秘第107号

平成17年（2005年）9月13日

長野県議会議長 萩原 清 様

長野県知事 田中 康 夫



地方自治法第100条に基づく調査特別委員会における証人尋問について（申し入れ）

現在、貴議会において行われている標記調査特別委員会の運営につき、以下のとおり申し入れます。

まず、平成17年8月10日開催の第4回調査特別委員会以降8回にわたる標記委員会の冒頭において、その都度委員長からご説明がなされたとおり、地方自治法第100条に規定された調査権の行使として行われる証人尋問については、民事訴訟法以下の法令の規定が準用されています。

そして、民事訴訟法については平成8年に大改正が行われましたが、その眼目は、適正、迅速で、関係者に負担をかけない裁判を実現することにあります。その理想は標記委員会における調査についても、同様に尊重されるべきものであること論を待ちません。

ところが、上記8回にわたる標記委員会での証人尋問の状況をみますと、別紙記載のとおり、民事訴訟規則第115条の質問制限条項など証人尋問に関する法令の規定や趣旨に著しく反していると思われる尋問が見受けられるばかりか、証人として出頭する職員や職員であった者の人権に対する配慮が欠け、ひいては県民へのサービスにも支障が出ている実情にあります。

ついては、法令の趣旨を尊重し、証人の人権や公務への影響等に十分配慮いただき、証人に過大な負担をかけることのないよう、効率的で、かつ、焦点を絞った適切な尋問がなされるよう努めていただくとともに、下記事項について、しかるべき措置を講じられるようお願いいたします。

記

- 1 出頭期日における公務や私事の調整が可能になるよう、遅くとも2日前までに呼出状を送付すること。
- 2 証人の待機時間、尋問時間が長時間に及ぶことのないよう配慮するとともに、必要な休憩を与えること。尋問時間については、一人2時間程度とし、長くても3時間以内に止めること。なお、深夜にわたる尋問は、刑事手続においても問題とされているところである。

- 3 誘導質問、重複する質問、意見陳述を求める質問などを避けるため、主たる尋問を行う委員を決めるなど委員間の事前の調整を行うこと。また、一問一答の形式による尋問を原則とし、制度の趣旨を超えて、いやしくも尋問者が意見を述べるような尋問はなさないようにすること。
- 4 尋問において、「告発」等に言及するなど証人に対する不当な心理的圧迫となる発言や証人を侮辱し、困惑させるような質問を行うことのないよう十分留意すること。
- 5 地方自治法及び民事訴訟法令を遵守し、裁判における裁判長に相当する者である委員長は、民事訴訟規則に反する質問があった場合には、即時、適切にこれを制限すること。

(別紙)

1 呼出状について

呼出状の証人本人への送付が、出頭期日の前日夕方になされることが多いため、公務の調整ができないのはもとより、職務上の秘密の発表許可の手続きも出頭当日に行っている状況にある。また、呼出状に尋問予定時間や具体的な尋問事項に関する記載がないため、証人は尋問に対する心構えもできず、非効率な尋問の原因をなしているものと推察される。

【参考】

- 東京都の100条調査においては、概ね1週間前には呼出状の送付が行われており、調査特別委員会の期日決定に際し、配慮がなされている。
- 証人尋問の申出は、証人を指定し、かつ、尋問に要する見込みの時間を明らかにしてしなければならない。(民事訴訟規則第106条)
- 尋問事項書は、できる限り、個別のかつ具体的に記載しなければならない。(民事訴訟規則第107条第2項)

2 待機時間と尋問時間について

待機・尋問による証人の拘束時間が丸1日に及んだり、尋問が深夜に及ぶなど裁判において通常行われている尋問時間をはるかに超えた長時間の尋問が常態化している。以上は、証人の負担が大きく人権上問題がある上、執務・私事に悪影響を及ぼしていると思われる。

【問題と思われる具体的事例】

- 午前10時から午後5時までの間待機して、尋問がなされなかった事例
- 23時50分までといった深夜に及ぶ長時間の尋問が行われた事例
- 待機も含め、拘束時間が10時間を超える事例
…… 一人6時間から8時間に及ぶ事例が常態化している。
- 昼食休憩時、夕食休憩時に記録作成を要求し、実質的に休憩が与えられていない事例 など

【参考】

- 「尋問時間は長時間にわたることは避け、せいぜい60分以内などに制限することがよいし、証人に大きな負担となるようなことは避ける」中島正郎著「地方議会100条調査の実務」206頁

3 誘導質問、重複する質問、意見陳述を求める質問などについて

100条委員会は、証人の記憶に基づく証言を引き出すことにより、事実の解明を行う場であって、証人に対して意見を求めたり、尋問者が意見を陳述する場ではない。

しかるに、民事訴訟規則第115条の規定に反し、尋問者の意見に対する感想を求めたり、尋問者の推測を肯定することを求めるなどの方式による誘導尋問的な尋問が見受けられるとともに、別の尋問者と重複する尋問が繰り返されることが少なくない。これらは、尋問時間が長時間に及ぶ要因となっていると思われる。

【問題と思われる具体的事例】

- 委員が自分の意見を長々と述べた後、その意見への同意等を求める誘導尋問的な事例
- 「再度お聞きします」などと質問している事例や他の委員と同様の質問を繰り返すなど重複する質問をしている事例
- 常任委員会におけると同様、委員の意見陳述に終始していると思われる事例 など

【参考】民事訴訟規則第115条

- ① 質問は、できる限り、個別かつ具体的にしなければならない。
- ② 当事者は、次に掲げる質問をしてはならない。ただし、第2号から第6号までに掲げる質問については、正当な理由がある場合は、この限りではない。
 - (1) 証人を侮辱し、又は困惑させる質問
 - (2) 誘導質問
 - (3) 既にした質問と重複する質問
 - (4) 争点に関係のない質問
 - (5) 意見の陳述を求める質問
 - (6) 証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求める質問
- ③ 裁判長は、質問が前項の規定に違反するものであると認めるときは、申立てにより又は職権で、これを制限することができる。

4 証人に対する不当な発言等について

尋問において「偽証罪」や「公文書毀棄罪」など刑法への抵触に言及するなど、証人に対して不当に心理的な圧迫を加える発言や質問が見受けられる。このようにあたかも犯罪の成立を示唆するかの如き類の発言は証人を困惑させるものとして不適切であるのみならず、人権尊重の上からも問題がある。

また、証人どうしの証言内容に食い違いが生じた場合に、どちらかの証人が偽証している旨の指摘がなされているが、証人が自身の記憶を偽らない限り偽証罪には当たらず、こうした指摘は誤導的なものである。

【問題と思われる具体的事例】

- 「記憶がない」という表現が必ずしも証人の有利とはならないと注意する事例
- 「どちらかが偽証している」という趣旨の発言
- 尋問に際して偽証罪に触れた上で、(慎重に)証言するよう求める事例 など

【参考】

- 「国会では、議員又は委員の証人に対する尋問が、証言を求める事項と無関係な尋問であったり、その尋問が威嚇的又は侮辱的な尋問やその他不適切な尋問であると認めるときは、議長又は委員長が制限することができる」としている(議員証言法5の2)が、地方議会においても、証人への尋問は、紳士的に行うことは当然のことであるのみならず、熱心な余りに過剰な発言もときおり見られ、特に国会議員の場合、国会内では、憲法上の免責特権があって、院外ではその責任は問われないが、地方議会において真似をしたときには、逆に証人から名誉毀損罪等として告発されることもあることから、より慎重でなければならない。」

中島正郎著「地方議会100条調査の実務」207頁

- 「虚偽の陳述」については、答弁内容が真実と相違していたとしても直ちに「虚偽の陳述」となるわけではなく、自己の記憶と違う陳述をした場合に「虚偽の陳述」となる。
(大判 大3.4.29) 証言内容たる事実が真実に一致し、又は少なくとも不実であると認められないにしても、証人が殊更に記憶に反する陳述をなしたときは偽証罪が成立する。

5 その他

8回にわたる証人尋問において、都合5人に対し、証言内容に関連してメモをおこすことが要求されており、うち4人については、昼食又は夕食休憩時において対応することが求められてきた。しかしこれは、証人に必要な休憩時間が与えられないという点において人権侵害であるとともに、そもそも証人尋問は、事実関係の細かいニュアンスをも含めて口頭により事実確認するための手続であるから、メモおこしは原則として許されないものである。